

今年の桜も満開です。

お花見にいてもマスクを外している人もチラホラ、GW明けには五類に変更されるという状況で、新しい日常がそこまで来ているなぁと感じております。

市川税理士事務所でも、新たなメンバーを加え、新しい年度に向けて進んでまいります。今後とも、よろしくお願いいたします。

## 今月のブログのまとめ

### ◆相続の準備メモ：所属団体について

相続準備メモは相続の準備の第一歩です。  
今回のテーマは「相続準備メモの作成」地域の方編です。



### ◆所有者不明の土地を減らすため相続登記が義務化に！

長期間にわたり相続登記がされていないことにより、現在の所有者が不明となっている土地の問題を解消するために、相続した不動産に関するルールの見直しがされました。（令和6年4月1日施行）



### ◆全国初！京都市「空き家税」導入！総務省が同意

京都市は、2026年1月1日から、空き家や別荘に対し課税する「空き家税」を導入すると発表しました。



## カジノ所得の税金は どうなる！？

現在、大阪府では、知事、各市長、府議会選挙、各市議会の選挙（2023/4/9開票）が始まっています。今回の大阪での論点の一つは、IR（カジノ）構想です。

IR誘致を巡っては、「反対」は44%で、「賛成」は38%だった。候補地となる大阪市民だけでみても、「反対」が44%で、「賛成」の39%を上回っている（読売新聞2023/4/2）。

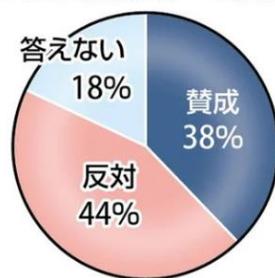
このように賛成と反対は拮抗していて、選挙的にはどうなるか面白い展開です。

ところで、カジノで買った場合の収入についての税金はどうなるのか？というと、**日本人の場合は、競馬等と同様に一時所得**になると思われます。一時所得となると、1年間の利益が50万円を超えた場合には、原則として課税対象になります。

それに対して外国人の場合はどうなるのか、ですが、2022/12の税制改正で発表され、審議が進んでいましたが、基本的には、**非居住者のカジノ所得は非課税**となるようです。

日本で生まれた所得には日本で課税するというのがルールですが、日本人は課税、非居住者は非課税、なんて、なんかアンバランスを感じるのは私だけでしょうか。

IR大阪誘致への賛否



毎週土曜日  
無料の税金相談もやっています  
お気軽にお申し込みください



市川欽一税理士事務所

（編集長：市川）

大阪府大阪市北区東天満2-6-7 南森町東一号館

電話：050-5435-3083 / FAX：06-6356-3376